

**改正**

平成20年3月31日訓令第1号

平成21年3月31日訓令第13号

平成21年11月16日訓令第19号

平成25年3月31日訓令第5号

平成29年3月8日訓令第2号

豊見城市環境美化ボランティア活動支援要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、市民の公共空間である道路及び公園（以下「道路等」という。）の美化の保全並びに市民の行政参加の一環として、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体等が主体となって行う環境美化活動（以下「美化ボランティア活動」という。）を支援することにより、環境美化に対する市民等の意識の高揚を図り、もって協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において「道路等」とは、別表の右欄に掲げるものをいう。

(届出書の提出)

**第3条** 美化ボランティア活動を行おうとする団体又は個人（以下「美化サポーター」という。）

は、自ら道路等の活動区域を定め、市長に活動届出書（様式第1号）を提出するものとする。

2 活動を中止する場合は、活動辞退届出書（様式第2号）を市長へ提出するものとする。

(合意書の締結)

**第4条** 市長は、前条第1項の届出があった場合、その内容が適切であると認めるときは、美化サポーターと豊見城市環境美化ボランティア活動支援に係る合意書（様式第3号）を取り交わすものとする。

(報告書の提出)

**第5条** 前条に規定する合意書を取り交わした美化サポーターは、毎年度末までの活動報告書（様式第4号）を当該年度の活動終了後15日以内に提出するものとする。ただし、市長が、活動報告書の提出の必要がないと認めたときは、この限りでない。

(美化ボランティア活動の内容)

**第6条** 美化サポーターは、おおむね次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 道路等の清掃、除草並びにごみの回収及び分別
  - (2) 道路等の街路樹等のせん定及びかん水
  - (3) 道路等の緑化
  - (4) 道路等の見回り
  - (5) 危険箇所、不法投棄等の連絡
- (市の支援内容)

**第7条** 市長は、第4条の合意書を取り交わしたときは美化サポーターの活動に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 美化ボランティア活動に必要な物品等の支給又は貸与
  - (2) 表示板の設置
  - (3) 美化ボランティア活動で発生したごみの回収及び処理
  - (4) その他美化ボランティア活動に必要な事項
- (安全の確保)

**第8条** 美化サポーターは、責任を持って自ら安全対策を行うものとする。

(助言と勧告)

**第9条** 市長は、美化ボランティア活動に関して、必要な助言又は勧告をできるものとする。

(庶務)

**第10条** 美化ボランティア活動支援制度に関する庶務は、別表右欄の道路等に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる課が処理する。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、豊見城市環境美化ボランティア活動支援について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

#### 附 則 (平成20年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成21年3月31日訓令第13号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成21年11月16日訓令第19号)

この訓令は、平成21年11月16日から施行する。

**附 則**（平成25年 3 月31日訓令第 5 号）

この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成29年 3 月 8 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

**別表**（第 2 条・第10条関係）

道路課	市道
公園緑地課	公園緑地課の管理する公園